

手数料表

弊社は人材紹介手数料に関し、職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、下記の項目を明示します。

実際に適用する手数料につきまして、契約書などにより下記の範囲内で定めた手数料を適用させていただきます。

【届出制手数料に係る手数料表】

サービスの種類及び内容	手数料の上限額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	500,000 円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	< 期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 > 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%</u> < 期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 > 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用契約外 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%</u> 手数料負担は<u>求人者</u>とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%</u> 手数料負担は<u>求人者</u>とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・検索	【着手金】 500,000 円 【活動 1 日当たり】 20,000 円 【成功報酬】 < 期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 > 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>35%</u> < 期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 > 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用契約外 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>35%</u>

	手数料負担は <u>求人者</u> とします。
就職を容易にするための求職者 に対する専門的な相談・ 助言サービス	【着手金】 1名あたり 50,000 円 【相談・助言終時】 1名あたり 50,000 円 【成功報酬】 1名あたり 50,000 円 手数料負担者は関係先雇用主とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりませんので、別途加算となります。

許可番号 : 13-ユ-301346
 事業所名 : 株式会社マックスサポート
 事業所所在地 : 東京都新宿区西新宿七丁目1番10号